

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）を改正することを勧告する。

1 期末手当の改定

(1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.175月分（再任用職員にあっては、0.65月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(1)のイ、(2)のイ及び(3)のイについては、令和4年4月1日から実施すること。